

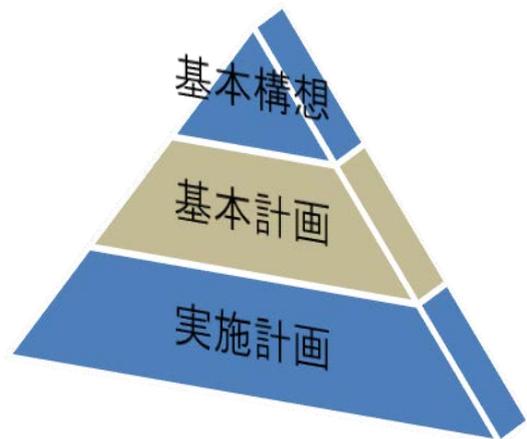
基本計画

1 基本計画の内容

(1)基本計画の位置づけ

基本計画は、基本構想に掲げるまちの将来像を具体化するための施策と取組の内容、重点プラン、都市構造、財政計画を示します。

なお、施策ごとに評価を行い、施策と取組の進捗を管理します。



(2)基本計画の構成

基本計画は、以下の5つから構成します。

①将来人口推計

計画の前提条件となる人口推計結果を整理しています。

②重点プラン

基本計画において、施策の必要性や優先度を見極め、重点的に取り組むべき内容を定めています。

③施策別計画

基本構想において定めたまちの将来像別に、今後5年間の具体的な施策・取組の内容を定めています。

④都市構造

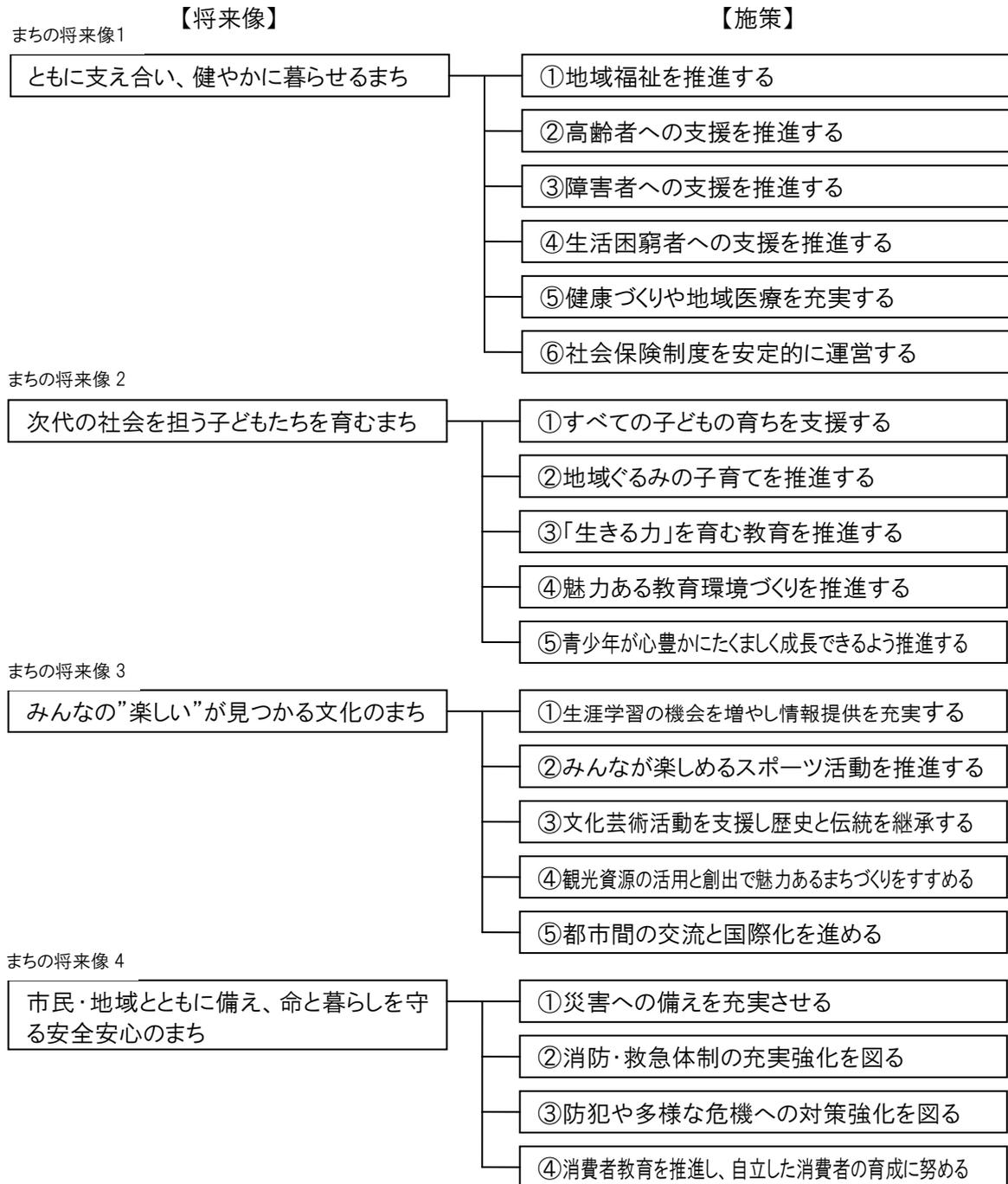
市域を特性別に区分し、それぞれの地域区分において特性を活かしたまちづくりの方針を定めています。

⑤財政計画

基本構想の実現と基本計画の諸施策の推進を図るため、財政計画を定めています。

(3) 施策体系

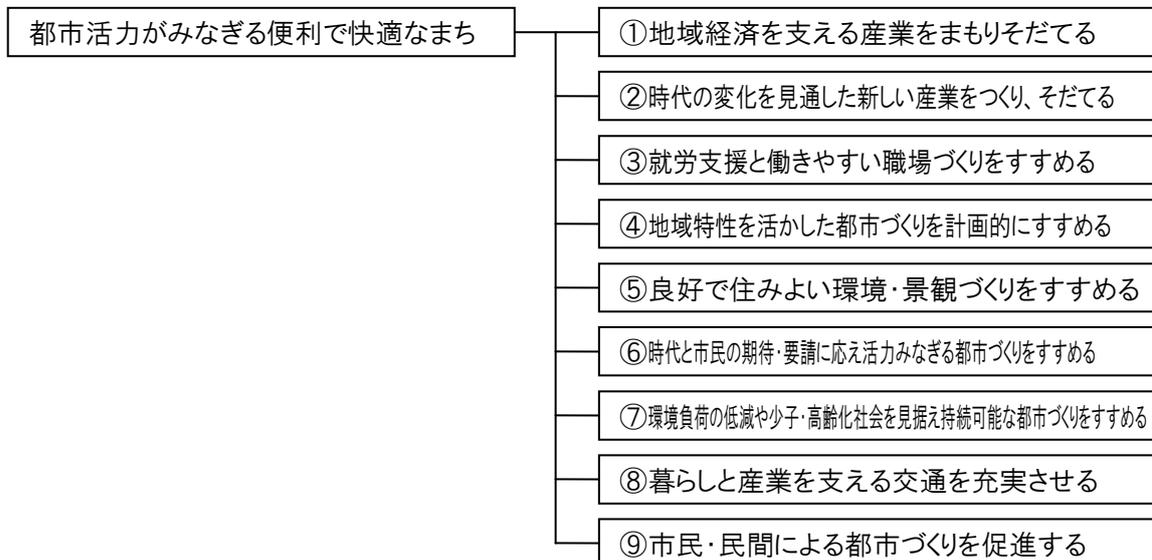
基本構想を実現するための6つのまちの将来像とまちづくりを支える基盤の施策体系は以下のとおりです。



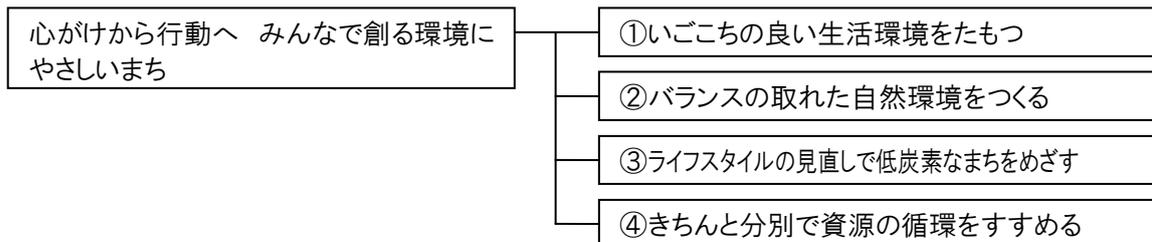
まちの将来像 5

【将来像】

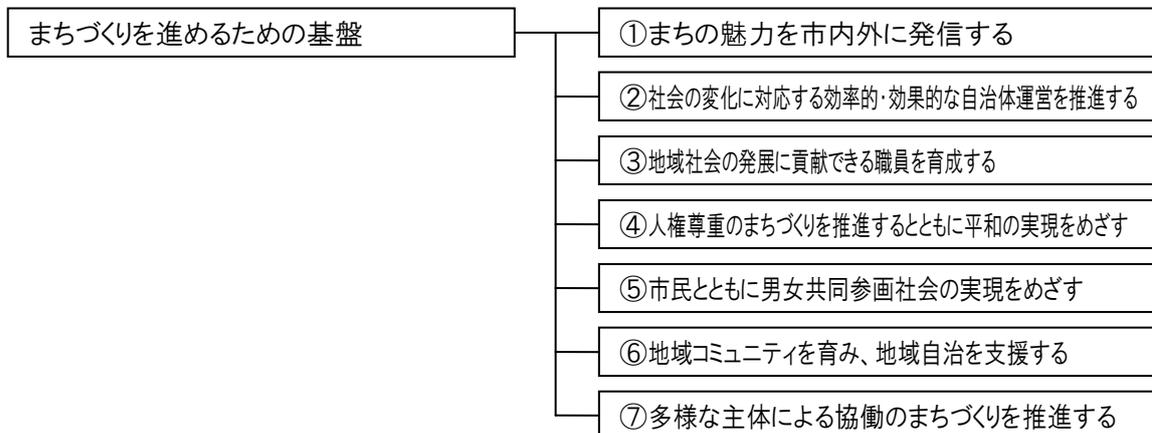
【施策】



まちの将来像 6



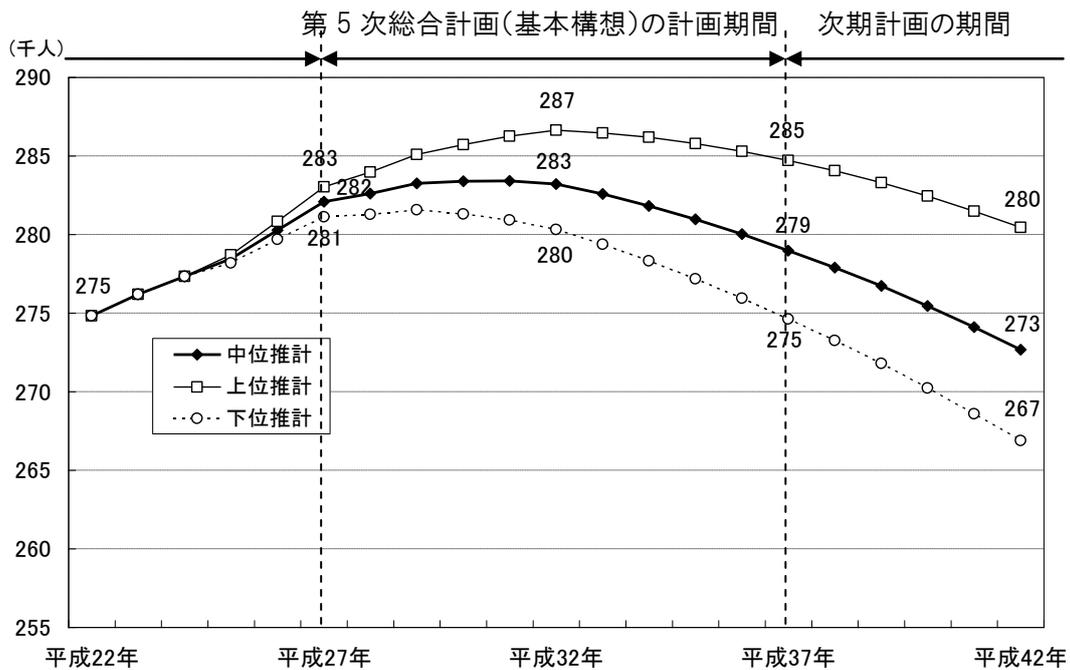
まちづくりを支える基盤



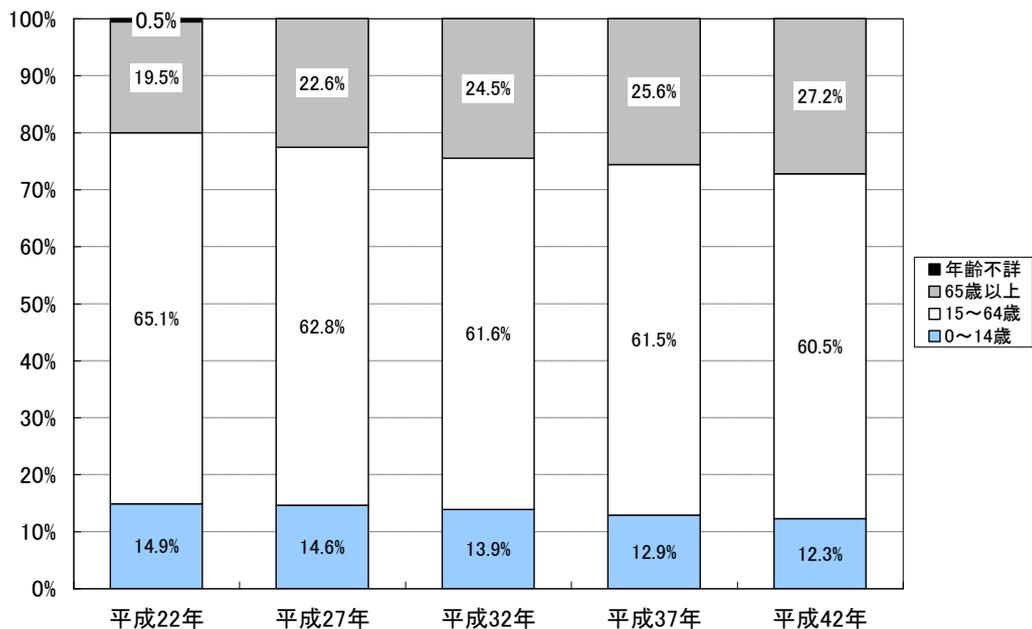
2 将来人口推計

中位推計による人口のピークは、平成 31 年で約 28 万 3 千人です。平成 37 年の人口は約 27 万 9 千人であり、平成 22 年と比較して約 4 千人多くなることを見込まれます。また、老年人口の割合が平成 22 年の 19.5% から、目標年の平成 37 年には 25% を超えることが予測されます。さらに、生産年齢人口と年少人口の割合は現在より低下する見込みです。

◆ 総人口の推移(人口推計結果) ◆



◆ 年齢階層別人口割合の推移(中位推計) ◆



4 施策別計画

基本構想に掲げるまちの将来像を具体化するための施策と取組を体系的に示します。施策ごとに施策の必要性、方向性を述べ、次に取組ごとに現況と課題、目標、関係主体の役割を明らかにします。また、関連する施策との連携の内容、施策を位置づける分野別計画についても一体的に示します。

施策別計画の見方

基本構想に掲げた6つのまちの将来像とまちづくりを進めるための基盤を示しています。

将来像を実現するための施策を示しています。

関連する施策と連携の内容を示しています。なお、市民協働や人権、行政の効率化などを内容とする、「まちづくりを進めるための基盤」である施策は、あらゆる分野に関連するため、特に連携に取り組む必要のある施策のみを掲載しています。

まちの将来像 ともに支え合い、健やかに暮らせるまち 第1章 施策2. 高齢者への支援を推進する

(1) 施策概要

《施策の必要性》

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加し、同時にあります。また、医療や介護が必要な高齢者が増加する一方で、地域や家低下しています。

そのため、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、健康づくり、生きがいづくり、日常生活の自立支援など総合的な施策の推進が必要です。

《施策の方向性》

超高齢社会を高齢者が支える体制が整備され、高齢者の社会参加性を図ります。

高齢者が、医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や住まいで、自立した生活ができる環境を整っています。

《施策を実現するための取り組みの体系》

【施策】

高齢者への支援を推進する

①地域活動・社会参加の促進

②地域包括ケア体制の推進

③介護予防に関する取り組みの促進

施策の必要性を示しています。

施策の方向性を示しています。

施策を構成する取組の体系を示しています。

(2) 分野別計画等

● 総合保健福祉計画

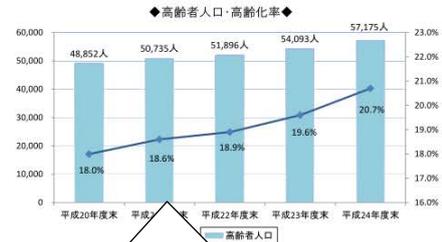
「すべての人がすこやかに、安心して暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念とし、「地域福祉計画」「健康いきいき21・食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合計画

施策に関連する分野別計画を示しています。

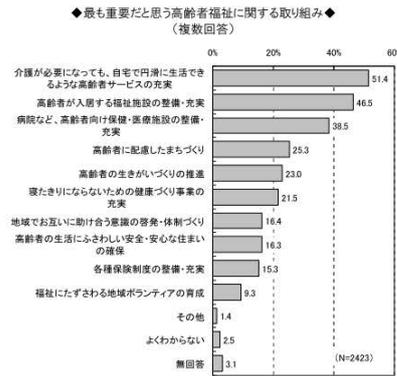
【施策別計画イメージ】

(3) 関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークを活用しながら、日常の見守りや災害時の対応を含めた高齢者の包括的な支援に努めます。
1-5 健康づくりや地域医療を充実させる	健康寿命の延伸を図るとともに、病気になるっても在宅医療の充実により地域で住み続けることができるよう取り組みます。
1-6 社会保険制度を安定的に運営する	介護予防・健康づくりに取り組み、介護給付費を抑制し、介護保険制度の安定的な運営に努めます。
4-3 消防・救急体制を充実させ、消防力の強化を図る	ひとり暮らし高齢者等のお住まいを消防職員が訪問することにより、高齢者防火対策への取り組みを推進します。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	安全で安心して生活ができる住宅が確保され、居住環境の向上を図ります。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	高齢者が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	高齢者虐待の発生の減少や発生時の対応力の向上などに努めます。
7-6 地域のコミュニティを育み、地域自治を支援する	老人クラブの活動支援や高齢者団体の育成支援などを通じて地域福祉を推進します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	地域の高齢者団体の活動が活性化し、地域力の向上を図ります。



施策や取組の現状に関する現況データを示しています。



施策や取組の現状に関する現況データを示しています。

施策を実現するための取組名を示しています。

取組の目標を示しています。

取組の現状と課題を示しています。

取組について市が行うことを示しています。

取組	現状と課題及び目標	実施主体が行うこと
①地域活動・社会参加の促進	<p>現状と課題 高齢者人口は、大きく伸びていますが、老人クラブやシルバー人材センターの会員数は伸び悩んでいます。地域の高齢者団体の活性化が必要です。</p> <p>目標 ボランティア活動の支援等、生きがいづくりや社会参加の機会の充実が図られています。</p>	<p>市 これまでの知識・技能を生かすことのできるシルバー人材センターや、高齢者が地域の相互扶助活動の担い手として活動している老人クラブ等を支援することなどにより、高齢者の居場所と出番の創造に努めます。</p> <p>市民 積極的に、ボランティア活動や地域の活動に参加し、生きがいづくり、健康づくりを行います。</p> <p>事業者・団体 老人クラブやボランティア団体等が魅力ある活動を展開し、社会参加をしたい高齢者のいきがいづくりの場を多様な形で提供しています。</p>
②地域包括ケア体制の推進	<p>現状と課題 認知症予防や高齢者やいつまでも元気で生活できるように、医療、介護サービスが切れ目なく提供され、また、在宅医療と介護の連携が推進されています。</p>	<p>市 多職種も地域ケア会議の開催等に体制を推進し、課題を抱えています。</p> <p>事業者・団体 中心となり、充実している支援、介護サービスが切れ目なく提供され、また、在宅医療と介護の連携が推進されています。</p>
③介護予防に関する取組の促進	<p>現状と課題 高齢化が急速に進展し、各種保険給付費が増加傾向にあります。高齢者が元気・健康を推進するため、介護予防や認知症予防及び早期対応の充実した取り組みが必要です。</p> <p>目標 高齢者が、自ら健康づくりに取り組んでいます。また、認知症高齢者や家族が地域で安心して暮らせるための支援体制の整備が進んでいます。</p>	<p>市 介護予防に関する取り組みを身近な場所で行います。認知症に係る専門職や関係団体などによる支援が充実します。</p> <p>市民 自ら積極的に健康づくりに励み、生活習慣病、認知症の予防に取り組めます。</p> <p>事業者・団体 関係機関が高齢者の健康づくりの取り組みを支援するとともに、認知症高齢者と連携しサポートします。</p>

取組について市民が行うこと(期待すること)を示しています。

取組について事業者・団体が行うこと(期待すること)を示しています。

施策1. 災害への備えを充実させる

施策概要

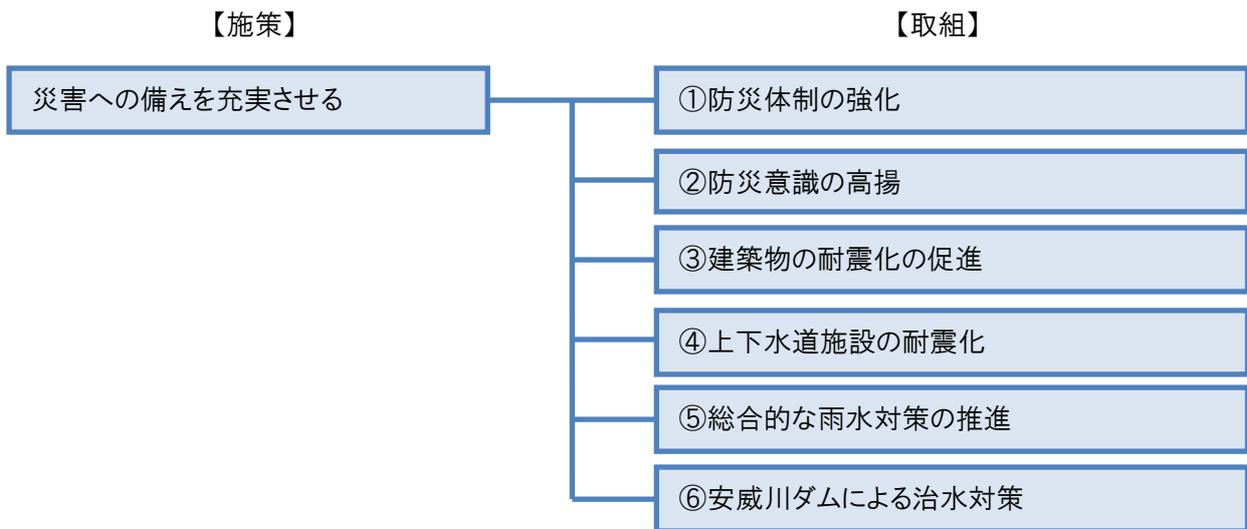
《施策の必要性》

今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は60～70%とされています。また、局地的豪雨等異常気象の増加も予測されることから、「災害に上限はない」こと、「人命が第一」であることの重要性を再確認し、ハード・ソフト施策を適切に組み合わせた防災・減災対策をより一層推進する必要があります。

《施策の方向性》

防災体制の確立と防災意識の高揚を図り、行政や市民等が災害や有事に際しての役割を認識し備えとともに、耐震化の促進や雨水対策など災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 業務継続計画(地震災害編)
災害発生時にも行政機能を確保し、短期間で平常業務へ復帰する体制を定める計画
- 地域防災計画
災害対策基本法第42条に基づき、自治体が防災のために処理すべき業務などを具体的に定める計画
- 住宅・建築物耐震改修促進計画
今後発生するといわれている南海トラフ地震や直下型地震による人的被害及び経済的被害を軽減させるため、市内の住宅・建築物の耐震化率を95%まで引き上げるための施策などをまとめている計画

- 危機管理計画(水道編)

水道の安全と安定給水の確保を目的として、災害等の発生時における応急対策を迅速かつ的確に実施する体制を定めた計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワーク等と連携を図り、要援護者対策を強化します。
1-3 障害者への支援を推進する	災害時における避難支援体制の構築や避難施設等の確保に努めます。
3-5 都市間の交流と国際化を進める	災害時における在住外国人への支援に努めます。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	建築物の耐震化を促進します。
5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	防災空間ともなる道路について、整備を進めます。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	自主防災組織への女性の参画拡大を図ります。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	地域防災力を高めるため、自主防災組織の結成促進・育成に努めます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	防災訓練などの自主防災活動への各種団体・企業等の参画を促進します。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①防災体制の強化	現状と課題	市
	東日本大震災等の教訓から明らかになったさまざまな課題に対応するため、地域における防災の仕組みを一層充実させるとともに、地域防災計画や業務継続計画（BCP）をより実効性のあるものに更新していく必要があります。また、災害時における情報提供のあり方について、地域での連絡体制等も含め、総合的な観点から検討する必要があります。	地域防災力の強化を図るため、自主防災組織活動の促進や指定避難所の機能を高めるとともに、災害時における情報提供の基盤整備の推進に努めます。また、二次避難施設及び福祉避難施設を充実させるなど災害時要配慮者対策を推進します。受援計画を策定するとともに、実効性を常に担保するため地域防災計画の見直しを随時行います。
	目標	市民
	地域防災計画が充実し、総合的な防災体制が確立しています。全ての小学校区で自主防災組織が結成され多くの市民が日頃から災害に対する備えをしています。	家庭内備蓄や家具の固定など身近な防災対策を講じます。
		事業者・団体
		地域防災リーダーが中心となり、自主防災組織の活動を推進し、女性の参画、近隣企業等との連携により、地域防災力の強化を図ります。企業等はBCPの策定に努めます。
②防災意識の高揚	現状と課題	市
	東日本大震災から3年が経過し、災害教訓の“風化”が懸念されています。また、他地域で発生した風水害などは、一年経つと忘れがちになります。次に起こる災害から人命を守るためにも、災害教訓の伝承や家庭・地域での災害への備えが求められています。	市民の防災意識の高揚を図るため、大学等とも連携し地域での防災研修会を充実させるとともに、広報誌、ホームページ、防災パンフレットなどを活用し、多様できめ細かな啓発に努めます。
	目標	市民
	家庭では、生活物資の備蓄、家具の固定などの自助意識が高まっています。地域では、近隣の災害時避難行動要支援者への支援や初期消火、救出救護活動が行える体制が整い、避難行動、避難生活に関する知識が普及しています。	家庭、地域、職場における各種の災害を念頭に置き、近隣と協力して実態に応じた防災対策を講じるとともに、地域での防災訓練等に積極的に参加し、防災意識を高めます。
		事業者・団体
		自主防災組織が中心となり、地域での生活物資、資機材の備蓄や災害時避難行動要支援者の把握に努め、より実践的な訓練に取り組みます。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③建築物の耐震化の促進	現状と課題	市
	共同住宅等は合意形成の難しさ等から建替えや耐震改修が進まず、耐震性を満たさない住宅が減少し難しい状況です。また、市有建築物の耐震化は、計画の目標値である平成27年度末の耐震化率90パーセント以上を平成25年度末に達成しましたが、全ての施設の耐震化を図る必要があります。	耐震化を促進する支援策として補助制度の拡充や耐震診断・改修の促進を図る環境整備を充実させます。全ての市有建築物の耐震化が早期に完了できるよう、国等の補助を活用し、計画的に耐震診断、耐震改修を実施していきます。
	目標	市民
	多くの住宅及び多数の者が使用または利用する一定規模以上の建築物である特定建築物や公共施設が耐震性を満たしています。	積極的に耐震診断を受診し、耐震性を満たさなかった場合は、耐震改修等に努めます。(建築物を所有する事業者を含む)
		事業者・団体
		耐震診断、改修などの設計、施工に関わる事業者、専門家は耐震化に関する相談など細やかに対応するとともに、専門的知識・最新の技術をいかし、耐震化の推進に協力します。
④上下水道施設の耐震化	現状と課題	市
	既存水道施設及び管路の耐震化を進めており、水道の危機管理計画が策定されています。また、下水道施設の耐震化事業計画を策定していますが、被害を受けた場合の対策計画や下水道BCPの策定が求められています。	水道施設及び管路の耐震化については、重要度などを勘案しながら、計画的に整備を進めます。下水道施設は、地域緊急交通路に埋設された管路の耐震化を優先的に、実施するとともに、また被災時の対策、手順等を「下水道BCP」として取りまとめます。
	目標	市民
	大地震等の災害が発生しても、安全で安心な水道水を供給できる水道施設が整備され、下水道施設の耐震化も進み、下水道BCPが策定されています。	
		事業者・団体

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑤総合的な雨水対策の推進	現状と課題	市
	近年、突発的な豪雨等により雨水流出量が増大し、各所で浸水被害が発生しています。ハード整備には莫大な費用と相当な期間を要することから、効率的なハード対策の着実な整備に加え、ソフト対策等をあわせた浸水対策を行っていく必要があります。	公共下水道の雨水管整備や雨水貯留施設の設置、歩道舗装における透水性舗装の促進、また既存の水路については市街地における浸水対策に重要な役割を果たしているため適正な維持管理を行い、老朽化した施設の改築等を推進します。
	目標	市民
	今後予期できない浸水被害等に対して、行政によるハード整備から市民・事業者によるソフト対策とあわせた総合的な施策により、浸水被害の軽減が図られています。	ハザードマップによる浸水想定箇所の把握、市民一斉清掃や水防訓練への参加、各戸の雨水貯留施設の設置、豪雨予報前の土の設置等を実施し、自助・共助に取り組みます。
		事業者・団体
		事業者は、大規模な開発に伴う雨水貯留施設の設置、自主防災組織の設置、市民一斉清掃や水防訓練への参加、豪雨予報前の土のう設置や止水板の設置等を実施し、自助・共助に取り組みます。
⑥安威川ダムによる治水対策	現状と課題	市
	水没地区住民の代替宅地や代替農地への移転も完了し、国の要請によるダム検証の結果、安威川ダムは現計画が妥当であるとの国の対応方針が決定され、ダム建設が進められています。 ダム検証により、ダム本体工事の着手時期が遅れ、ダム建設スケジュールを見直す中、安威川の氾濫を防ぐため、早期のダム完成が求められています。	安威川流域住民の生命と財産を水害の危険から守り、安全なまちづくりを進めるため、引き続き大阪府と連携を密にし、早期に治水効果が発現できるよう、取組を推進します。
	目標	市民
	大雨による安威川の氾濫により、想定される流域の大規模な浸水の被害を防ぎ、住民の生命と財産を守ります。	
		事業者・団体

施策2. 消防・救急体制の充実強化を図る

施策概要

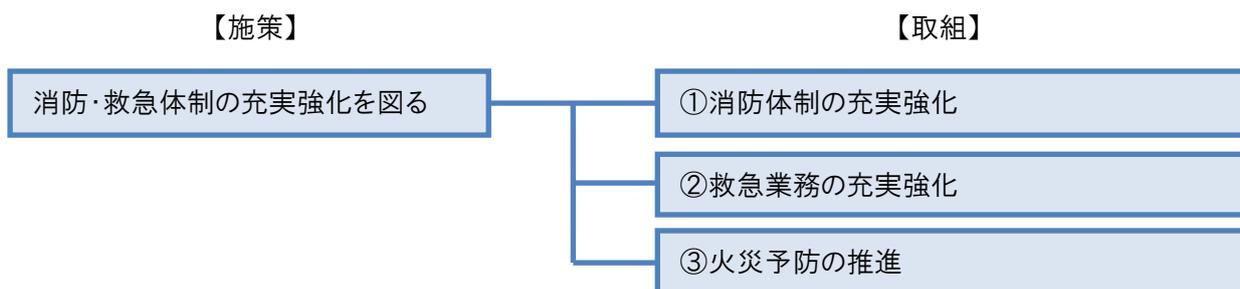
《施策の必要性》

近年、社会を取り巻く環境の変化に伴い、発生する災害はますます複雑多様化し大規模化の傾向にあることから、あらゆる災害に備えた消防力の充実強化が必要であります。また、高齢者の増加に対応するため、救急業務の充実強化を図るとともに、市民や事業所などの防火意識の向上を図る必要があります。

《施策の方向性》

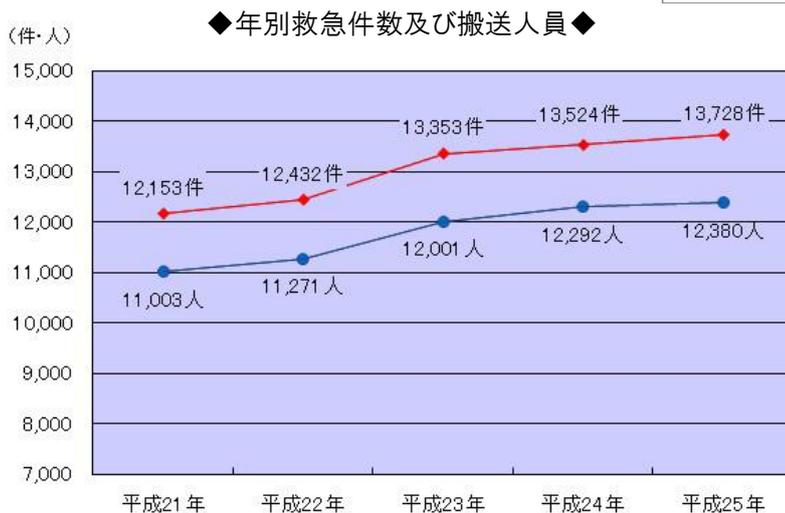
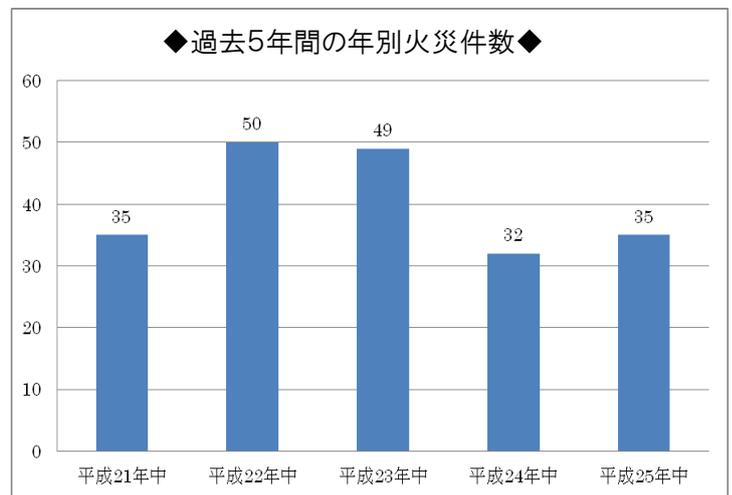
多様な災害に即応する消防体制と高齢化社会に対応した救急体制の充実強化を図るとともに、防火意識向上に努め火災予防を推進します。

《施策を実現するための取組の体系》



関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	防火訪問による高齢者への火災予防を推進します。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	迅速かつ的確な救急活動が行えるよう市内医療機関への搬送率を高めます。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	防災教育、救命講習を実施し将来の地域防災の担い手を育成します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	消防団、自主防災会との連携など、行政と市民との協働による防災体制作りを推進します。



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①消防体制の 充実強化	現状と課題	市
	複雑多様化する災害に対応できるよう消防力(※1)の充実強化を図る必要があります。	消防職員及び消防団員の災害対応力を向上させるとともに、車両等の計画的更新整備を図ります。また、各消防機関との災害現場活動の連携強化を推進します。
	目標	市民
	多様な災害に迅速に対応できる消防体制が整っています。	自主防災訓練などに積極的に参加します。
②救急業務の 充実強化	現状と課題	市
	高齢化の進展などに伴い、救急業務の要請は今後も増大することが予想されることから、円滑な救急活動が行えるよう、救急活動体制の充実強化を図る必要があります。	救急隊員の能力向上に努めるとともに、医療機関との連携を強化し、高齢化社会などによる救急需要の増加に対応するため、円滑な救急活動体制の構築を推進します。
	目標	市民
	円滑な救急活動体制が整っています。	救急車の適正利用に努めるとともに、救命講習会などに参加します。
③火災予防の 推進	現状と課題	市
	市民や事業所に対する消防訓練などを通して防火意識を高めていますが、より一層の防火思想の普及に努める必要があります。	防火・防災教育に取り組み、防災思想の普及に努めます。 住宅用火災警報器の設置を促進し、被害の抑制を図ります。
	目標	市民
	防火意識が高まり、火災件数が減少しています。	家庭内で防火意識を高め、積極的に住宅用火災警報器を設置します。
		事業者・団体
		事業所内の消防設備等を適正に管理し、防火意識の向上に努めます。

※1 「消防力」には「消火、救急、救助」などすべてが含まれます。

※2 消防法において、一定規模を有する事業所において設置が義務付けられている事業所の従業員により構成された自衛の消防組織をいう。

施策3. 防犯や多様な危機への対策強化を図る

施策概要

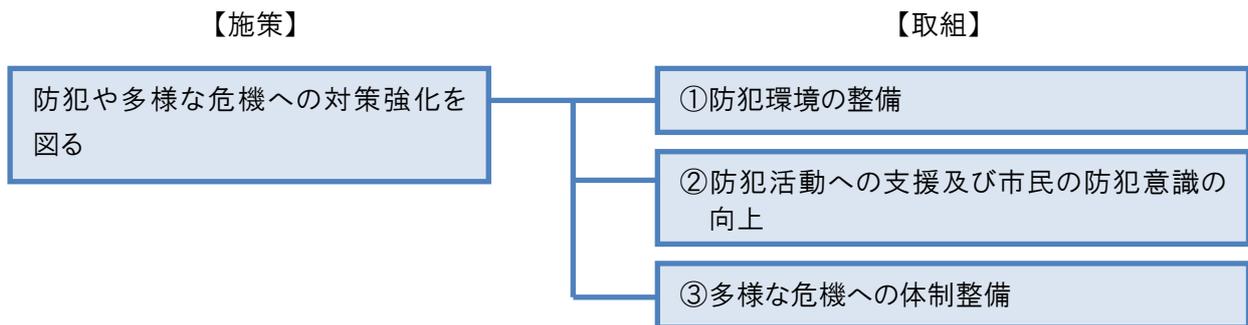
《施策の必要性》

市民の安全安心を脅かすものとして、犯罪や迷惑行為等、モラル低下によるさまざまな問題があり、これまでから対策を講じていますが、今後も効果を検証し、内容の見直しを図りながら、取組を発展させなければなりません。また、新感染症やテロ行為等の市民生活を脅かす多様な危機についても想定し、その対策を進める必要があります。

《施策の方向性》

安全で安心な地域社会を実現するため、市民、事業者、警察及び行政が犯罪のないまちづくりに求められる役割を分担するとともに、連携して、防犯対策の推進と防犯に対する意識の向上を図ります。また、多様な危機に関する情報収集と情報提供を行いながら対策を進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 新型インフルエンザ等対策行動計画

感染力の強い新型インフルエンザ等の発生に対し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく危機管理としての計画
- 国民保護計画

外部からの武力攻撃や大規模テロが発生した場合に市が実施する国民保護措置(市民の避難など)を総括的に記載している計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	更生保護活動と連携し、犯罪のない地域づくりに努めます。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく、対応マニュアルを策定します。
2-4 魅力ある教育環境づくりを推進する	地域・家庭・学校が連携した、子どもの見守り活動を促進します。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	女性や子どもへの犯罪を防止するため、防犯カメラ設置などの取り組みを推進します。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	防犯協会地域支部による青色安全パトロールを支援します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	自治会、茨木防犯協会、警察等との連携を強化し、犯罪防止に努めます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①防犯環境の整備	現状と課題	市
	警察と連携し、街頭犯罪抑止に有効な箇所を選定し、市内34か所に防犯カメラ（市管理）を設置するとともに、市内6箇所に設置された、地域安全センターを地域防犯の活動拠点とするなど環境整備を進めています。地域での防犯上の危険箇所に、防犯灯や防犯カメラを設置するなどの対策が求められています。	子どもや女性を対象にした犯罪を抑止するためにも、犯罪発生の確認等に限定した利用と、プライバシーの保護に配慮しながら、地域での防犯カメラの設置を促進します。
	目標	市民
	地域と警察と行政が連携を図り、防犯活動に取り組む環境が整っています。犯罪件数が毎年減少しています。	各小学校区内に地域防犯の核となる地域安全センターの設置などにより、行政、学校、警察等との連携強化を図ります。
②防犯活動への支援及び市民の防犯意識の向上	現状と課題	市
	地域防犯力向上に資するため、茨木防犯協会の活動支援を行っています。また、市民の防犯啓発にも努めていますが、さらなる防犯活動への支援が求められています。	現在、市内各地で実施している防災訓練に、防犯啓発の内容も取り入れるなど、自主防犯活動の推進を支援します。
	目標	市民
	安全で安心して暮らすために、一人ひとりが高い意識を持ち、市内各地で自主的な防犯活動が活発に行われています。すべての小学校区で安全パトロールが行われています。	地域での挨拶運動や見回り活動などを行い犯罪の未然防止に努めます。
③多様な危機への体制整備	現状と課題	市
	新型インフルエンザ等の感染症の発生や、大規模なテロ行為等に対する市の対応は、行動計画等で定めていますが、これらの危機は予測や予防が困難であるため、関係機関の緊密な連携体制の構築が急がれます。	迅速な対応ができるよう、新型インフルエンザ対策行動計画及び国民保護計画に基づき、対応マニュアルの策定や関係機関との情報伝達訓練等を実施します。
	目標	市民
	多様な危機に対しては、国をはじめ関係機関等からスムーズな情報収集を行い、市民に対して速やかに情報提供が行える連携体制が整っています。	感染症に対する予防対策及び有事の際の避難行動などについて知識を深めます。
		事業者・団体
		開発事業者は、地域コミュニティ及び防犯対策を考慮し、事業を展開します。
		集客力のある大規模小売店舗等は、店舗及び周辺の防犯対策の推進に努めます。
		被害を最小限に抑え、社会機能を維持するため企業等におけるBCP策定等に努めます。

施策4. 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める

施策概要

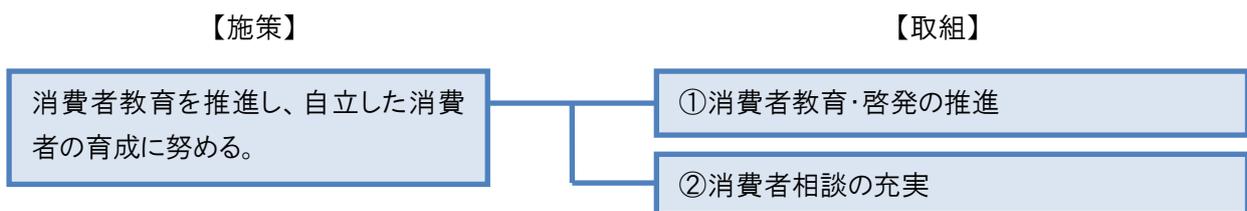
《施策の必要性》

高度情報化、国際化の進展に伴い、消費者トラブルも多様化・複雑化し、子どもから高齢者まで幅広い年代で被害が生じていることから、消費者が自ら選択し決定する力やリスク回避能力、自分の選択が他者や自分の生活へ及ぼす影響などを考え行動する能力等を養うことが重要となっています。

《施策の方向性》

消費生活相談、消費者教育・啓発事業の充実を図りながら消費者意識を高め、『自らの行動のもたらす効果を考え行動できる』自立した消費者を育成するとともに、相談業務の充実や適切な情報提供などにより消費者の安全安心の確保に取り組みます。

《施策を実現するための取組の体系》



関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	学校教育と連携した消費者教育を推進します。(発達段階に即した消費者教育プログラム及び教材研究や積極的な出前講座などの取組)
3-1 生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する	生涯学習と連携した消費者教育を推進します。(共同での出前講座や教育啓発資源等の積極的活用)
6-3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	環境に配慮した消費生活を促進します。(共同での出前講座や教育啓発資源等の積極的活用)
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	消費者関係団体や地域防犯関係団体等市民団体と連携した安心安全なまちづくりを推進します。(地域レベルでの見守り声かけ活動)

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①消費者教育・啓発の推進	現状と課題	市
	どこでもインターネットにつながる便利な環境にある中、若年者の消費者トラブルが顕在化しています。一方、少子高齢化・核家族化の影響を受け、高齢者世帯の消費者被害も多発しています。 また、「消費者教育の推進に関する法律」では、学校、地域等さまざまな場において多様な主体による消費者教育を実施するよう定められています。	消費者教育及び教材研究に取り組むとともに、出前講座等を積極的に実施し、消費者被害及び製品事故等の被害拡大防止に努めます。
	目標	市民
	自ら危険回避等をできるだけでなく、社会的弱者などへも配慮し消費行動できる自立した消費者が増加することにより、消費者トラブルが減少しています。	生涯を通して主体的に学び、日常生活の中で消費者としての意識を培うよう努めます。
②消費者相談の充実	現状と課題	市
	個々の相談は高い水準で解決が図られており、今後はさらに被害の未然・拡大・再発防止の観点に立った関連部門・機関との連携を進めていく必要があります。	地域コミュニティや警察など関連団体・機関と情報の共有化を図りながら、相談体制の充実に努めます。
	目標	市民
	被害の未然・拡大・再発防止の観点に立った相談体制が充実しています。	事業者・団体
		市と連携し市民への情報提供、講師派遣などに努めます。

施策1. いごちの良い生活環境をたもつ

施策概要

《施策の必要性》

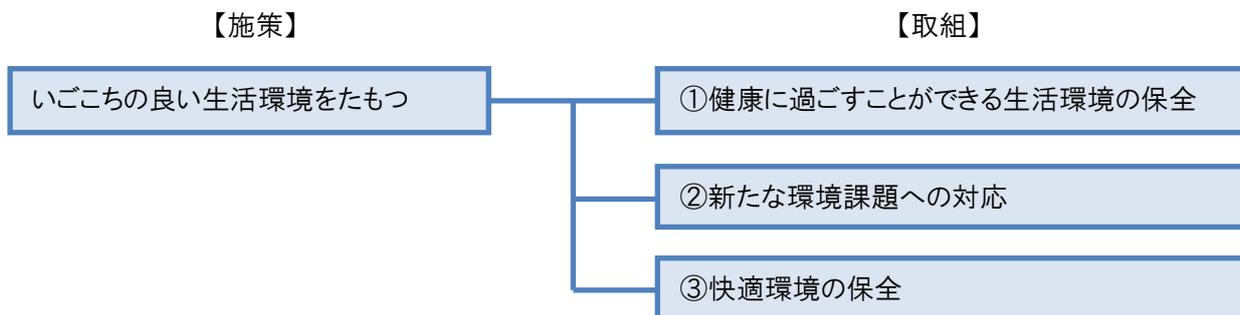
事業活動に伴う大気・水環境への影響については、法令等の整備により改善が進んでいますが、生活排水への対策や騒音、悪臭などの身近な環境課題、さらには、化学物質の適正管理、ライフサイエンス系施設の増加などの新たな環境課題への対応を図るため、一層の施策の推進を図る必要があります。

環境美化については、快適な生活環境を確保するため、引き続き、環境美化活動の推進や市民マナー意識の向上を図る必要があります。

《施策の方向性》

大気・水環境等の環境監視を続けるとともに、事業者に対する指導や公共下水道・公設浄化槽の整備により、環境の保全についての取組を進めていきます。また、環境美化などについての意識啓発を進め、市民一人ひとりのマナーが向上し、いごちの良い生活環境を保ちます。

《施策を実現するための取組の体系》



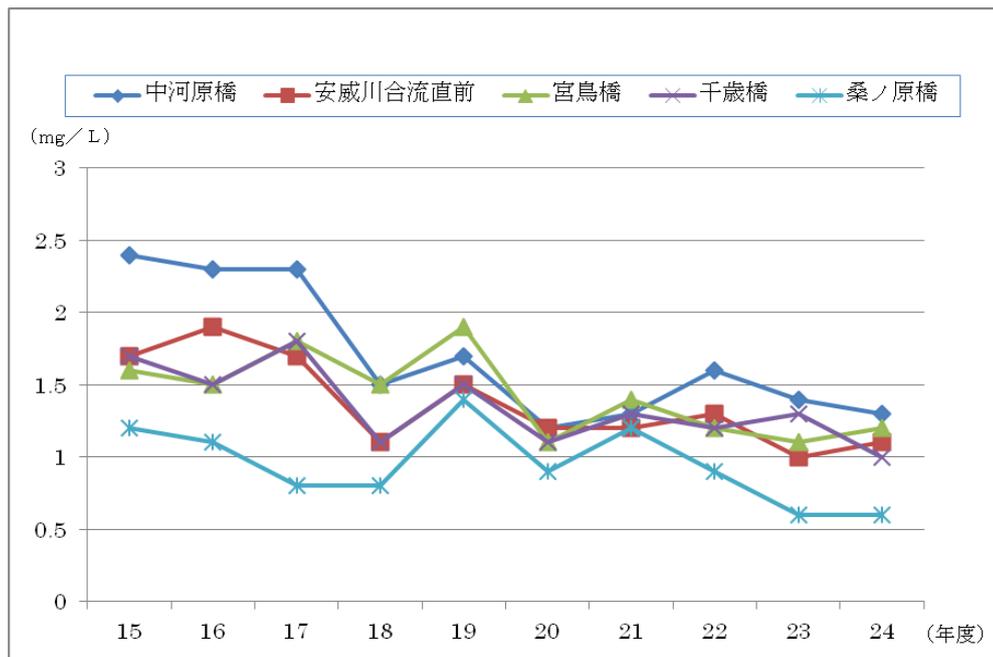
分野別計画等

- 第2次茨木市環境基本計画
 - 茨木市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画
- 茨木市一般廃棄物処理基本計画
 - 市民・事業者・市が協力し、「循環型社会の形成」を更に推進するため、家庭系ごみ・事業系ごみの減量目標・実施施策を定める計画

◆安威川などの水質調査地点◆



◆環境基準点における生物化学的酸素要求量(BOD)75%値の経年変化◆



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①健康に過ごすことができる生活環境の保全	現状と課題	市
	大気質、河川水質等の生活環境の状況については、概ね環境基準が達成されていますが、一部物質や一部地点では、環境基準を達成できていません。生活排水の未処理水が公共用水域に流れていることが、その要因の一部です。	生活環境に被害が生じないように、公害関係法令に基づく事業所指導を行うとともに、公共下水道等の施設整備により、生活排水対策を進めます。 また、大気質、水質及び騒音の常時監視を引き続き実施します。
	目標	市民
	大気、水等の環境が良好な状態で維持されています。 生活排水が適正に処理されています。	公共下水道による供用開始区域では下水道に、公設浄化槽区域では浄化槽排水設備に、それぞれ早期に接続します。
②新たな環境課題への対応	現状と課題	市
	事業所における化学物質の使用やライフサイエンス系施設の設置により周辺環境に影響が及ばないように、適正な管理運営に向けての事業所指導を進める必要があります。 大規模災害発生に備えた環境リスクの低減を図るための取組が求められています。	化学物質を取り扱う事業所に対してPRTR制度(※)に基づく適正管理を指導するとともに、ライフサイエンス系施設設置者とは環境保全協定を締結して周辺環境の保全を行うよう指導します。
	目標	市民
	化学物質を取り扱う事業所では使用の低減と適正管理が行われ、ライフサイエンス系施設では環境保全協定が守られ、周辺環境が良好な状態で維持されています。	事業者・団体
		規制の対象となる事業所は、法令等を守り、大気、水等の環境が良好な状態になるよう努めます。
		事業者・団体
		化学物質を取り扱う事業所やライフサイエンス系施設は、周辺環境に影響を及ぼさないよう対策を講じます。

※PRTR(Pollutant Release and Transfer Register:化学物質排出移動量届出制度)とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③快適環境の 保全	現状と課題	市
	<p>美観を損ねるたばこ・空き缶等のポイ捨て、不法広告物、家電製品の不法投棄などが後を絶たない状況にあります。</p> <p>ペットの糞尿などの苦情やトラブルが発生しており、快適な生活環境を維持するための対策が必要です。</p>	<p>環境美化意識向上のため、たばこ・空き缶等のポイ捨て、家電製品の不法投棄などに対する指導・啓発を行います。</p> <p>ペットを適正に飼育してもらうよう周知・啓発を行います。</p>
	目標	市民
	<p>モラル・マナーの向上で快適な生活環境が保たれています。</p>	<p>自らルールを守り、快適な生活環境の保全に努めます。</p> <p>常に環境美化意識の向上に努め、各種活動に参加します。</p>
		事業者・団体
		<p>自治会等、地域の団体が市と協力して、問題解決に努めます。</p>

施策2. バランスの取れた自然環境をつくる

施策概要

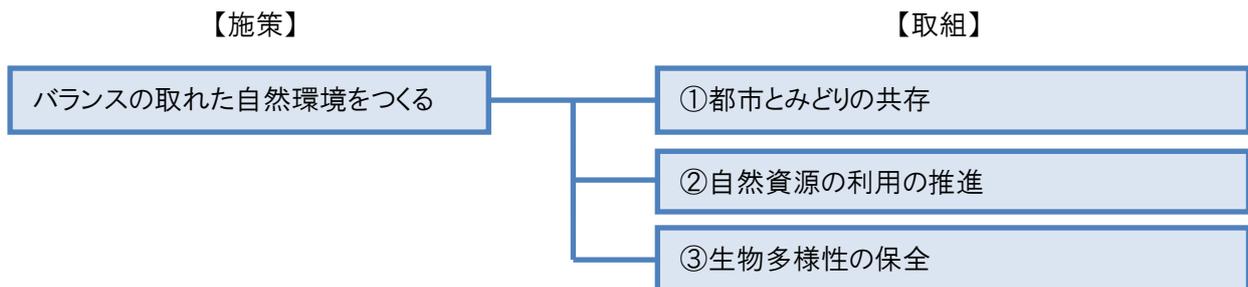
《施策の必要性》

多様な生きものが棲み、みどり豊かな自然環境を創造する観点から、本市のみどりの特徴である北摂山系の森林や農地などを保全するとともに、身近に緑があふれ、動植物と触れあえる取組が必要です。また、都市化に伴うヒートアイランド対策として、市街地に緑を増やす取組が必要です。

《施策の方向性》

みどりを育む取組や生態系への配慮を推進するとともに、身近な「まちの緑」「農地」「里山」「水辺」を保全し、自然と触れ合う機会の創出に取り組み、人の生活と自然とのバランスの取れた自然環境を創ります。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 第2次茨木市環境基本計画

茨木市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画
- 里山保全構想・基本計画

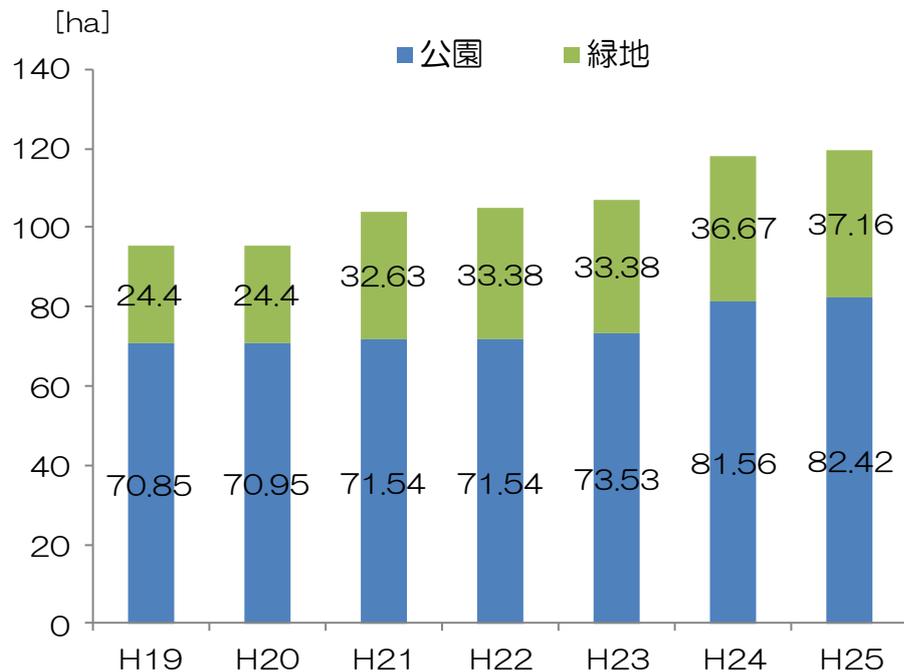
放置森林が増加している里山について、自然とふれあいの場として都市農山村の交流を通じた地域振興をめざすため、里山保全に取り組んでいく上での基本的な方針を定める計画
- 緑の基本計画

緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を定める計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	水源涵養機能や防災機能を有する森林の保全を図るため、整備に対して支援を行います。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	整備後、相当年数が経過している公園について、住民ニーズや地域の実情に即した再整備を検討します。開発にあたっては緑空間の確保や配置に留意した指導に努めるほか、公共施設の整備にあたっては、環境との調和に努めます。

◆市街地の公園・緑地面積◆



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①都市とみどりの共存	現状と課題	市
	<p>市街地のみどりについては、緑化推進やヒートアイランド対策の観点から、緑を増やす取組をさらに進めるとともに、街路樹や公園樹の成長により、市民のさまたげとならないよう保全を進める必要があります。</p> <p>本市の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する計画である「緑の基本計画」と整合を図りながら、取組を進める必要があります。</p>	<p>地域や街角から緑あふれる環境づくりを促進します。</p> <p>身近な水辺の保全と創出に努めます。</p> <p>みどりのカーテンや屋上緑化など、ヒートアイランド対策としての緑化を進めます。</p>
	目標	市民
	<p>市民や事業者・団体が、みどりの必要性を認識し、緑化活動や水辺の保全が進んでいます。</p> <p>また、公園や水辺は、市民で賑わっています。</p>	<p>地域で緑化活動に努めます。</p> <p>家庭でも花木を育てます。</p>
②自然資源の利用の推進	現状と課題	市
	<p>里地・里山は、木材利用の減少や担い手不足から、手入れが行き届かなくなってきたり、多様な主体による保全活動が必要です。</p> <p>農業用のため池や水路は、遊休農地の増加により、機能の維持が困難になってきています。</p> <p>豊かな里山と農地を持続的に保全していくためには、保全活動だけでなく、利活用することで循環の仕組みを構築していくことが重要です。</p>	<p>減化学肥料・減農薬による環境に配慮した農業の取組を支援します。</p> <p>森林保全ボランティアや農業の担い手を養成し、遊休農地や放置森林とマッチングを進めます。</p>
	目標	市民
	<p>美しい里地・里山が保全され、環境に配慮した農地の活用が進んでいます。</p> <p>また、間伐材などの有効利用が多面で進んでいます。</p>	<p>周辺環境の保全などのボランティア活動について主体的に参加します。</p>
		事業者・団体
		<p>事業者は、管理地の緑化に努めるとともに、地域の緑化活動に協力します。</p>
		<p>森林組合等は間伐材等を有効利用し、事業者は森林や農地の保全活動に参加します。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③生物多様性の保全	現状と課題	市
	<p>放置森林が増え、動植物の生態系に変化が見られます。</p> <p>都市開発が進む中で、都市部の生物の多様性が失われつつあります。そのため、みどりを保全し、生きものをつなぐを創出する取組が必要です。</p> <p>「生物多様性」の概念は市民に浸透しているとは言い難いことから、市民が知る機会を創出したり、自然と触れ合う機会を設けたりすることが重要です。</p>	<p>水辺や公園、里地・里山を保全することで、動植物の生息・生育環境を整え、生きものと触れ合える場を創ります。</p> <p>特定外来生物をはじめとする外来生物について、生息・生育状況や市民などの役割を周知・啓発します。</p>
	目標	市民
	<p>生きものや自然と触れ合う機会が増えています。</p> <p>多様な生きものが生息・生育できる環境が整っています。</p>	<p>地域に生息・生育する生きものを大切にします。</p> <p>生きものや自然と触れ合う機会を増やします。</p> <p style="text-align: center;">事業者・団体</p> <p>事業者は、管理地の生態系の保全・確保に努めるとともに、地域の生態系の保全・回復に協力します。</p>

施策3. ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす

施策概要

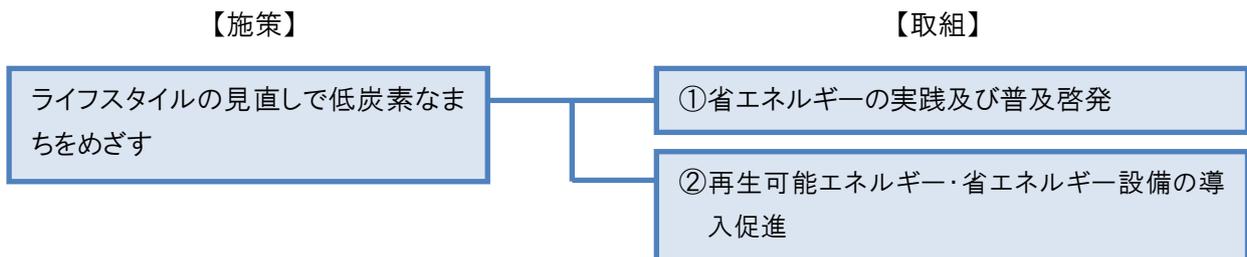
《施策の必要性》

日々の暮らしや事業活動から、CO₂排出量が増加したことで、異常気象などが起こり、地球規模での問題となっています。また、東日本大震災以降の社会情勢などから、低炭素な暮らしや事業活動が求められています。CO₂排出量削減に向け、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー対策の推進を図るほか、環境問題に気づき、意識を高め、行動につながる取組が必要です。

《施策の方向性》

市が率先して省エネルギー対策を行うとともに、市民や事業者と連携して、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進に努めます。また、情報交換の場を通じてさまざまな主体が連携し、新たな取組の輪を広げ、ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざします。

《施策を実現するための取組の体系》



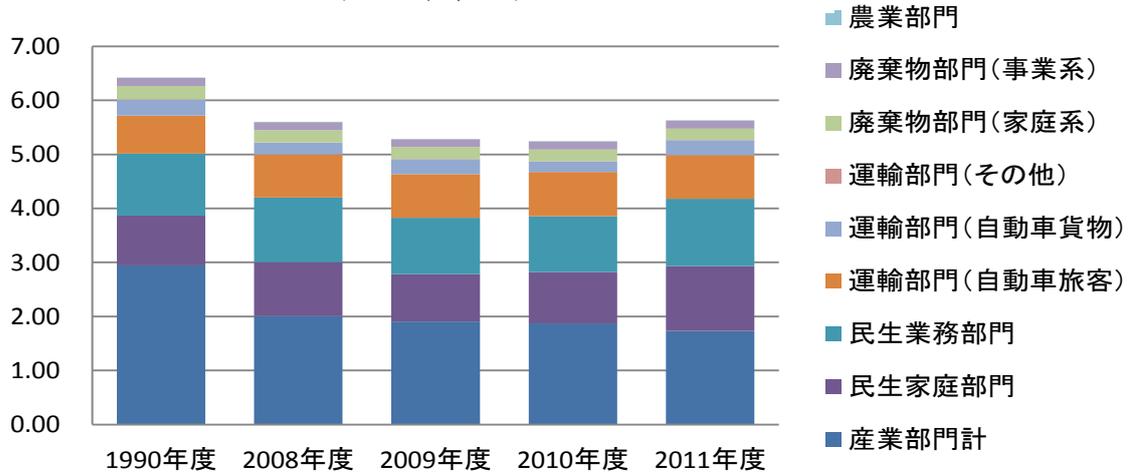
分野別計画等

- 第2次茨木市環境基本計画
茨木市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画
- 茨木市地域エネルギービジョン
本市の市域特性を踏まえ、新エネルギー・省エネルギーの導入及び普及の基本方針等を定める計画
- 茨木市地球温暖化対策実行計画
「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づく地球温暖化対策実行計画(区域施策)として、地域の特性を踏まえた温室効果ガスの削減目標を定め、総合的かつ計画的にする施策を定める計画
- エコオフィスプランいばらき(第4版)
市自らが消費者・事業者として取り組むべき環境配慮を徹底し、環境への負荷の少ない職場づくりを進めるための取組等を定める計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	東芝工場跡地でのスマートコミュニティを推進します。また、既成市街地や大規模開発においてもスマートコミュニティ導入の可能性について検討します。低炭素社会に向けた住まいと住まい方の推進のため、低炭素建築物の認定制度の普及・啓発を行います。
5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	茨木市総合交通戦略に基づき、地域交通における円滑な交通の確保と将来を見据えた魅力あるまちづくりを進めるため、総合的な交通のあり方や必要な施策に関してハード、ソフトの両面からの取組を行います。

◆市域の1人あたりの温室効果ガス排出量の部門別推移◆
(t-CO₂/年・人)



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①省エネルギーの実践及び普及啓発	現状と課題	市
	茨木市地球温暖化対策実行計画に基づき、市民等の環境に配慮した行動を促すため、市民団体等と連携し、環境家計簿の普及促進や環境講座の実施など意識啓発の取組を進めています。家庭や事業所などからのエネルギー使用量は増加傾向にあり、より一層の省エネ化への取組が必要です。	市民・事業者の取組を促進することにより、ライフスタイルの省エネ化を推進します。 市民、事業者と連携した取組を推進するため、情報交換の場を提供します。
	目標	市民
	市民等の環境に関する意識が高まり、省エネルギーの実践が進んでいます。	環境意識を高め、省エネルギーを実践しています。 環境問題に気づき、意識を高め、行動を起こします。
		事業者・団体
		事業者は、省エネ型製品・サービスの普及・開発を進めます。 事業者は、新しく得た情報を活用し、省エネルギーを実践します。
②再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	現状と課題	市
	再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を図るため、市自らが公共施設へ導入するとともに、市民等へ太陽光発電システム等の補助制度を実施しています。 昨今の社会情勢から、低炭素な暮らしや事業活動が求められています。	公共施設では、再生可能エネルギーなどを率先導入します。 再生可能エネルギー等を導入する市民や事業者を支援します。
	目標	市民
	化石燃料に依存しない、再生可能エネルギーの導入により、低炭素な暮らしや事業活動の普及が進んでいます。	住宅や設備・家電、住まい方を見直し、低炭素な暮らしを選択します。 新築やリフォームなどの機会に再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を検討し、導入します。
		事業者・団体
		事業者は、事業活動に伴う設備の省エネ改修等を行い、低炭素な事業活動に努めます。 事業者は、設備改修にあたっては、再生可能エネルギーや効果的にエネルギー使用量を削減できる設備を選びます。

施策4. きちんと分別で資源の循環をすすめる

施策概要

《施策の必要性》

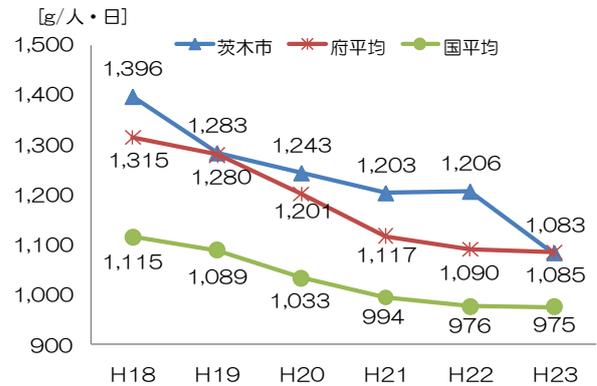
限りある資源を大切にするとともに効率的に使用し、環境への負荷を減らす循環型社会の構築が求められています。資源の循環とごみの減量化を図るため、3Rの推進や再生資源集団回収団体への支援のほか、ごみ処理施設の適正な維持管理などの取組を実施しています。さらなる分別の徹底と資源の循環を図るため、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の取組を推進する必要があります。

《施策の方向性》

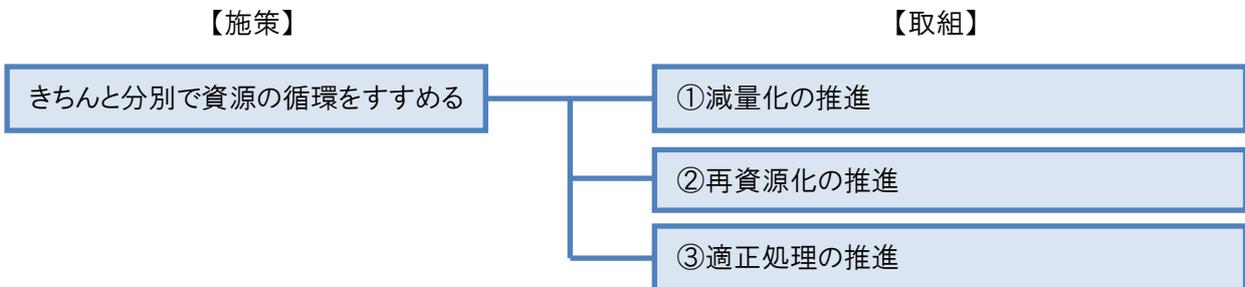
資源の循環とごみの減量化を図るため、新たな分別品目の追加検討を行うとともに、市民等への意識啓発に努めるほか、処理施設については、炉の更新に向けて計画的に取り組めます。

また、市民、事業者は、ごみの発生抑制、再資源化に努め、きちんとした分別で資源の循環を進めます。

◆ 1人1日あたり平均ごみ排出量の推移 ◆



《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 第2次茨木市環境基本計画
 - 茨木市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画
- 茨木市一般廃棄物処理基本計画
 - 市民・事業者・市が協力し、「循環型社会の形成」を更に推進するため、家庭系ごみ・事業系ごみの減量目標・実施施策を定める計画

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①減量化の推進	現状と課題	市
	家庭系ごみ、事業系ごみともに減量化を進めていますが、現行の一般廃棄物処理基本計画の減量目標には到達しておらず、さらなる取組が必要です。	家庭系ごみは、市民への意識啓発を行い、更なるごみの減量化を図ります。 事業系ごみは、啓発を行うとともに、搬入物検査等により、減量化を図ります。
	目標	市民
	家庭系ごみや事業系ごみが減少しています。 不適正ごみの搬入を未然に防ぎ、ごみの減量化・適正化が図られています。	ごみの発生を抑制し、再使用及び再生利用を心がけ、ごみの減量に努めます。
		事業者・団体
		事業者は、ごみの発生を抑制し、再使用及び再生利用を促進します。 分別を行い、適正に排出します。
②再資源化の推進	現状と課題	市
	家庭系ごみは、資源物の分別収集のほか、集団回収、拠点回収、店頭回収を促進し、再資源化を推進しています。 事業系ごみは、事業所訪問や搬入物検査等により、再資源化の指導や啓発をしています。 また、さらなる資源の循環が進むような取組が必要です。	家庭系ごみは、集団回収、拠点回収、店頭回収により再資源化を促進します。 事業系ごみは、啓発や事業所訪問により、再資源化を促進します。
	目標	市民
	家庭や事業者のごみが、きちんと分別がされています。 ごみの資源化率が上昇しています。	資源物は分別し、地域の集団回収に協力します。 店頭回収を積極的に活用します。
		事業者・団体
		事業者は、紙類・食品廃棄物等の再資源化を進めます。 スーパー・小売店舗などは、店頭回収やエコショップ制度に登録するなど、再資源化の推進に取り組みます。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③適正処理の 推進	<p align="center">現状と課題</p> <p>ごみ処理施設については、長寿命化計画に基づき、効率的に運転されていますが、さらにごみ処理経費の抑制に努める必要があります。 炉の更新を含む処理施設の整備計画について検討する必要があります。</p>	<p align="center">市</p> <p>効率的な収集から処分までの方法や経費負担のあり方について、見直しを進めます。 本市のごみ行政の将来的な姿を踏まえ、適切な時期に炉の更新に取り組みます。</p>
	<p align="center">目 標</p> <p>ごみが適正に分別収集され、資源の循環が進んでいます。</p>	<p align="center">市 民</p> <p>ごみと資源物を適正に分別して排出することに努めます。</p>
	<p>ごみの効率的な処理に努め、ランニングコストの抑制が図れています。 新たな炉の建設が進んでいます。</p>	<p align="center">事業者・団体</p> <p>事業者は、自らの責任において、市とともに事業系ごみの発生と排出を抑制しつつ、再資源化にも努めます。</p>